

令和4年度 青森県・大鰐町連携融資制度

大鰐町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補助を行います。

1 大鰐町内で創業する方	
対象者	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別融資制度を利用し、県内で中小企業者として創業する事業に対する融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する方。 ①個人にあっては町内に住所を有する者又は予定の者、法人にあっては町内に本店登記がある者又は予定の者 ②大鰐町内で事業を開始する又は開始している者 ③町税等に滞納のない者
補助対象融資額	10,000 千円
補助対象期間	7 年（うち据置期間 1 年）以内
補助内容	県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助
2 新型コロナウイルスの影響により経営の安定に支障を生じている方	
対象者	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度の、災害枠での融資を受けた方のうち次のいずれにも該当する方。 ①個人にあっては町内に住所を有する者、法人にあっては町内に本店登記がある者 ②大鰐町内で事業を行っている者 ③町税等に滞納のない者 ④セーフティネット保証 4号、5号のいずれかの保証制度を適用する者
補助対象融資額	30,000 千円
補助対象期間	10 年（うち据置期間 2 年）以内
補助内容	県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助
3 一般的な事業資金を必要としている方	
対象者	青森県事業活動応援資金特別保証融資制度の、事業活動枠での融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する方。 ①個人にあっては町内に住所を有する者、法人にあっては町内に本店登記がある者 ②大鰐町内で事業を行っている者 ③町税等に滞納のない者
補助対象融資額	10,000 千円
補助対象期間	運転資金・・・10 年（うち据置期間 2 年）以内 設備資金・・・15 年（うち据置期間 3 年）以内
補助内容	信用保証料の 50%を町が補助

お問合せ先

○信用保証料に関すること 大鰐町企画観光課 電話 0172-55-6561

○青森県特別保証融資制度に関すること 青森県商工政策課 電話 017-734-9368

<連携融資制度Q&A>

Q1. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A1. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、商工中金、あすか信用組合 〕

Q2. 大鰐町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が町内にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。